

| | |
|------------------|---|
| Title | 法学研究第八十七巻(平成二十六年自一号至十二号)総目次 |
| Sub Title | |
| Author | |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2015 |
| Jtitle | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.2 (2015. 2) ,p.139- 146 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150228-0139 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法学研究 第八十七巻
(平成二十六年 自十二号 至十二号)
総目次

論 説

放送法六四条一項と民法四一四條二項但書

— 契約と制度と私的自治 —

事前審査制の起点と定着に関する一考察

— 自民党結党前後の政務調査会 —

アメリカにおける移民政策・移民法に関する一考察

— 最近のオバマ政権の移民改革の背景 —

比例原則と猿払基準

国家・教師・生徒

— 国旗国歌起立斉唱事件「意見書」補遺 —

分極化する政治と憲法

— 現代アメリカ連邦議会の実相 —

号 頁

一 一 平野裕之

一 一 奥 健太郎

二 一 大沢秀介

二 元 小山 剛

二 一 駒村圭吾

二 一 山本龍彦

| | | |
|--|-----|-----------------|
| 参議院議員選挙区選挙の『一票の較差』判決に関する一考察 | 二二三 | 新井 誠 |
| イギリス貴族院のバンクル判決にみる国王大権と司法審査 | 二二六 | 岩 切 大 地 |
| 政治問題の法理のゆくえ | 二一九 | 大 林 啓 吾 |
| アメリカにおける憲法秩序としてのメリット・システム | | |
| — 政治・行政改革と人事院のあり方 — | 二二〇 | 岡 田 順 太 |
| 「唯一の立法機関」の法的な意味・射程 | | |
| — 意味することとしないことの再考 — | 二二六 | 川 崎 政 司 |
| 現代中国の中央と地方関係の特徴および法制化 | | |
| — 日本の地方自治制度の示唆 — | 二二七 | 呉 東 鎬 |
| 韓国における「民主」と「共和」 | 二二七 | 國 分 典 子 |
| 日本国内における憎悪表現（ヘイトスピーチ）の規制についての一考察 | 二三五 | 小 谷 順 子 |
| 自治体財政権侵害の審査基準としての比例原則 | 二四三 | 上 代 庸 平 |
| ドイツ受信料制度改革の憲法学的考察 | | |
| — 放送負担金制度の概要と問題点 — | 二四四 | 鈴 木 秀 美 |
| カナダ憲法解釈における「生ける樹」理論の意義 | | |
| — その判例上の起源と展開 — | 二四五 | 手 塚 崇 聡 |
| 「違憲」な法律の執行義務と擁護義務 | | |
| — DOMAをめぐる政治と憲法 — | 二五〇 | 横 大 道 聡 |
| Modernity for Japanese Constitutional Theory | 二五〇 | YAMAMOTO Hajime |
| Winny 事件最高裁決定と「中立的行為」論 | 二五三 | 一 亀 井 源 太 郎 |
| 集合動産譲渡担保法理をめぐる判例法の検討 | | |

| | | |
|-------------------------------------|---|------------|
| —二〇一三年日中韓担保法研究会報告— | 四 | 平野裕之 |
| 正犯概念再考 | | |
| —ルバンガ事件判決と国際刑法における共同正犯論の展開を素材に— | 五 | フィリップ・オステン |
| 「二八世紀」及び「二九世紀」における国際法観念（一） | | |
| —「勢力均衡」を題材として— | 六 | 明石欽司 |
| 「二八世紀」及び「二九世紀」における国際法観念（二） | | |
| —「勢力均衡」を題材として— | 七 | 明石欽司 |
| 日中戦争下の長江流域における「密輸」（一九三七—一九四一年）（一） | 七 | 戸張敬介 |
| 「二八世紀」及び「二九世紀」における国際法観念（三・完） | | |
| —「勢力均衡」を題材として— | 八 | 明石欽司 |
| 日中戦争下の長江流域における「密輸」（一九三七—一九四一年）（二） | 八 | 戸張敬介 |
| 初代日銀総裁・吉原重俊の思想形成と政策展開 | 九 | 小川正道 |
| 日中戦争下の長江流域における「密輸」（一九三七—一九四一年）（三・完） | 九 | 戸張敬介 |
| 特集 企業再編の現代的課題—日中民商法比較の観点から | | |
| 解題 慶應義塾大学と清華大学の学術交流 | 九 | 山本爲三郎 |
| 企業再編と債権譲渡・債務引受・契約譲渡 | 九 | 池田真朗 |
| 利息制限法の適用と法人格否認の法理 | | |
| —東京高判平成二四年六月四日（判時二二六二号五四頁）をめぐって— | 九 | 金山直樹 |
| 濫用的会社分割と詐害行為取消 | 九 | 宮島司 |
| 事業譲渡をめぐる実務問題 | | |
| —債権者保護を中心に— | 九 | 菅原貴与志 |

伊藤博文への博士号授与と日米外交

— 「文明」の普及をめぐる — 十一 小川原正道

手形法・小切手法中の抵触規則に関する一考察

— 手形法・小切手法の現代語化との関係で — 十二 一 北澤安紀

ブラジル電子商取引法案における消費者・事業者間の情報の非対称性の縮減

— 情報アクセス・情報確認に対する権利保障とその私法的効果に関する比較法的考察 — 十三 一 前田美千代

アメリカ合衆国連邦倒産法第一章手続におけるDIPの職務遂行規範

— 取締役の信認義務を中心に — 十三 五 工藤敏隆

資料

オイゲン・フーバー宛ルイ・ブリデル書簡（一九〇〇—一九一二年）

— スイス人法律家の語る日本法学界 — 四 一〇 小沢奈々

研究ノート

即決和解と法的紛争 三 三 石川明

英核抑止力の将来

— トライデント代替策レビューから — 五 三 鶴岡路人

訴訟上の和解の効用と弊害

— 主として那須弘平論文及び出井直樹論文を読んで — 六 三 石川明

訴訟上の和解における対席論と心証開示論の問題

— 加藤新太郎判事の論稿を読んで — 八 六 石川明

| | | | |
|-----|--|----|--------|
| | 訴訟上の和解の法的性質論 | 十五 | 石川 明 |
| | 既判力基準時後の相殺権の行使 | 十二 | 石川 明 |
| | 判例研究 | | |
| | 〔商法〕 | | 商法研究会 |
| | | | |
| 五四一 | 大学のクラブチームが消費者契約法上の「消費者」に該当し、宿泊予約の取 消料の一部が同法九条一号の「平均的な損害」を超えるとされて無効となっ た事例 | 一 | 堀井 智明 |
| 五四二 | 「シャンパンタワー」なる商標を指定役務「飲食物の提供」等に使用するこ とは、国際信義に反するものとして、同商標が商標法四条一項七号に該当す るとされた事例 | 三 | 諏訪野 大 |
| 五四三 | 株式準共有者の一人による議決権行使を会社が認容することの可否 | 四 | 吉川 信將 |
| 五四四 | 新株発行無効の訴えを本案訴訟とする議決権行使禁止の仮処分 | 五 | 岡本智英子 |
| 五四五 | インサイダー取引規制における「重要事実」・「公表」の意義 | 六 | 杉田 貴洋 |
| 五四六 | 自己のためにする養老共済契約の死亡共済金請求権が第三者に遺贈された と評価したうえで、第三者による死亡共済金請求権の原始取得を否定し、共済 者による共済契約者兼被共済者に対する貸金債権と共済金との相殺を適法と した事例 | 七 | 金尾 悠香 |
| 五四七 | 取締役の説明義務違反を理由として提起された株主総会決議取消請求訴訟に おいて、説明義務違反は認められないとしてその請求が棄却された事例 | 八 | 池 島 真策 |
| 五四八 | 会計監査権限のみを有する監査役の第三者に対する責任が認められた事例 | 九 | 重田麻紀子 |
| 五四九 | 取締役会設置会社の取締役の会社に対する会計帳簿等閲覧請求権は認められ ないとされた事例 | 十 | 鈴木千佳子 |

〔最高裁判事例研究〕

| | | | |
|-----|---|----|-----------|
| 五五〇 | 著しく不正な価額による自己株式処分・新株発行と取締役の責任——ア トネイチャー事件(第一次) | 十二 | 野田 貴洋 |
| 五五一 | 譲渡制限株式の共同相続人の一人に対する会社の株式売渡請求の可否 | 十三 | 来住野 究 |
| 四三七 | 平二五1〔民集六七卷五号二〇八頁〕 | 三 | 川 嶋 隆 憲 |
| 四三八 | 平二五2〔民集六七卷三号八六四頁〕 | 四 | 山木戸勇一郎 |
| 四三九 | 平二五3〔民集六七卷八号一四八三頁〕 | 六 | 中 島 弘 雅 |
| 四四〇 | 平二五4〔民集六七卷四号一一五〇頁〕 | 八 | 小 原 将 照 |
| 四四一 | 平二三4〔民集六五卷二号六六五頁〕 | 九 | 三 杉 本 和 士 |
| 四四二 | 平二五5〔民集六七卷九号一九三八頁〕 | 十 | 三 木 浩 一 |
| 四四三 | 平二五6〔民集六七卷八号一六八六頁〕 | 十一 | 河 村 好 彦 |

〔下級審民事事例研究〕

| | | | |
|----|---|---|-------------|
| 68 | 停止条件付売買契約において停止条件が不成就で契約が消滅したときは、一切の 金員の請求をすることができない旨の合意がされた場合、この合意に違反して訴 訟を提起したことが債務不履行に当たるとされた事例 東京地裁平成二四年七月一九日判決(平成二三年ワ二七〇九五号・三一四二二号、 損害賠償請求・同反訴事件) 判例時報二一六六号六九頁 | 一 | 一〇〇 工 藤 敏 隆 |
|----|---|---|-------------|

民事訴訟法研究会

69

一 破産者による子会社の滞納国税の納税保証が、破産法二六〇条三項の無償性および有害性の要件を満たすとして、破産管財人の否認権行使を肯定した事例
 二 破産者が子会社の滞納国税を第三者納付したとは認められないとして、否認権行使を否定した事例
 東京高裁平成二五年七月一日判決（平成二五年（行コ）四一号・八七号、還付金充当処分取消請求、各追加的併合申立控訴、同附帯控訴事件）判例タイムズ一三九五号三五八頁、判例時報二二〇二二号三頁、金融法務事情一九八二号一二〇頁、金融・商事判例一四二四号二四頁

七三三 工藤敏隆

〔民集未登載最高裁判事例研究〕

民事訴訟法研究会

40

補助参加を許可する旨の原々決定を即時抗告の相手方に不利益なものに変更するに当たり、即時抗告申立書の副本の送達又はその写しの送付をしなかった原審の措置には、抗告審における手続保障の観点から見て配慮に欠けることがあったものの、その審理手続に裁判に及ぼすことが明らかな法令の違反があるとはいえないとされた事例
 補助参加許可決定に対する抗告審の取消決定に対する特別抗告事件（最高裁平成二三年（ワ）第二三〇号、最高裁平成二三年九月三〇日第三小法廷決定、抗告棄却、判例時報二一三一号六四頁、判例タイムズ一三五八号七六頁）

五二八 芳賀雅顯

41

1. 民事訴訟法二六〇条二項の裁判を求める申立ての相手方が破産手続開始の決定を受けた場合における同申立てに係る請求権の破産債権該当性
 2. 本案請求と民事訴訟法二六〇条二項の申立てに係る請求とが併合されている場合における本案請求に係る部分についてのみの受継又は続行命令の許否
 最高裁平成二五年七月一日第一小法廷判決・平成二三年（受）第一九四八号過払金等返還請求、民訴法二六〇条二項の申立て事件（一部破棄差戻し、一部却下）裁判所時報一五八四号一頁、判時二二〇一四八頁、金法一九八九号一三〇頁、集民二四四号五五頁

三三三 村田典子

紹介と批評

松村正義著

「金子堅太郎——槍を立てて登城する人物になる」……………十五 池井 優
 片桐庸夫著

「民間交流のパイオニア——洪沢栄一の国民外交」……………十二 三 浜口裕子

特別記事

小林節教授略歴・主要業績

青木孝之君学位請求論文審査報告

江藤名保子君学位請求論文審査報告

溯川和彦君学位請求論文審査報告

平成二五年度慶應法学会シンポジウム「EUの政治・経済秩序」

李鳴君学位請求論文審査報告

高木佑輔君学位請求論文審査報告

衛藤安奈君学位請求論文審査報告

ゲルハルト・リュケ先生を偲ぶ

二 五六一
 三 九五
 三 一三三
 五 九七
 六 七
 六 一七一
 十 六三
 十一 八三